静岡県在宅保健師の会「つつじ会」会則

（目　的）
第１条　この会は、地域における保健活動の重要性を認識し、会員の豊富な経験と実績をもとに、地域の保健・福祉活動、国保保険者の保健事業に寄与するとともに、会員の資質の向上と相互の親睦を図ることを目的とする。

（名称及び事務局）
第２条　この会は「つつじ会」と称し、事務局を静岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）内に置く。

（会　員）
第３条　会員となる資格は、静岡県内に居住する在宅保健師で、この会の趣旨に賛同するもの。

（事　業）
第４条　目的を達成するため次の事業を行う。
（１）国保連合会からの委託事業。
（２）市町からの委託事業。
（３）会員の資質向上のための研修会等の開催。
（４）その他目的を達成するために必要な事業。

（総会及び総会の議決事項）
第５条　この会の総会は、年１回以上開催する。総会は、会長が招集し、その議長となる。
（１）会則の変更に関すること。
（２）役員の選出に関すること。
（３）その他総会の議決を必要とする事項。

（総会及び総会の協議事項）
第６条　事業計画・報告に関すること。

（役　員）
第７条　この会に次の役員を置く。役員は役員会の推せんにより、総会の承認を得る。役員の任期は２年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
（１）会　　長　　１名
（２）副 会 長　　２名
（３）幹　　事　　３名
２　役員は、その任期が満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（役員会）
第８条　この会に役員会を置き、会長が必要に応じて招集する。
２　役員会は､事業の運営及び業務の円滑な推進を図るため協議･検討を行う。
３　役員会は、その他必要とする事項を検討する。

（監　事）
第９条　この会の監査を行うため、この会に監事１名を置く。監事には、国保連合会事業課長を充てる。

（経　費）
第１０条　この会の運営に要する経費は、会員の会費、補助金、その他の助成金等をもって充てる。
２　会費は年間１，０００円とする。
３　会費の会計報告は、総会時に行うものとする。

（会計年度）
第１１条　会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

附　則
この会則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則
この会則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則
この会則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則
この会則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則
この会則は、令和８年４月１日から施行する。